③　資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記３の⑴の②及び⑵の②に対応する等級に格付ける。

計算方式

0.25a＋0.15b＋0.20c＋0.25d＋0.15e

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）

ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）

ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）

ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）

ｅ：総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業継続の状況の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格

予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記３の⑶の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　有資格者数

三　営業経歴

営業年数

③　資格の等級の決定方法

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記３の⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：別記２中別表第１の業種別年間平均実績高に対応する付与数値

ｂ：別記２中別表第２の自己資本額数値に対応する付与数値

ｃ：別記２中別表第３の業種別有資格者職員数に対応する付与数値

ｄ：別記２中別表第４の営業年数に対応する付与数値

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。

なお、２の⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から令和５年３月31日までとする。

８　その他

⑴　会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事及び測量等の一般競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

〒151―0066 東京都渋谷区西原２―49―10

企画管理部財務・会計課　契約担当

電話番号03―3481―1932

別記２　付与数値

別表第１（業種別年間平均実績高）

20億円以上：30

10億円以上20億円未満：25

５億円以上10億円未満：20

１億円以上５億円未満：15

１億円未満：10

別表第２（自己資本額数値による付与数値）

10以上：30

５以上10未満：20

５未満：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表第３（業種別有資格者職員数による付与数値）

110～：30

65～109：25

40～64：20

15～39：15

～14：10

合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量

①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務

①　建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）17条の21による建築設備士である者

②　建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者